

ChatGPTによる「ジブリ風」イラスト生成と著作権 問題

ChatGPTの新画像生成機能「4o Image Generation」の登場により、「ジブリ風」イラストをSNSに投稿する現象が世界的に流行しています。この新たな創作活動は著作権法上どのように評価されるのでしょうか。著作権の観点から「ジブリ風」イラスト生成の法的位置づけを分析します。

著作権法における「スタイル」と「表現」の区分

著作権法の基本原則では、作品の「表現」は保護されますが、「アイデア」や「スタイル」は保護されません。この原則は「表現・アイデア二分論」と呼ばれ、著作権法の根幹をなしています。

スタイル模倣と著作権侵害の境界

「ジブリ風」の画像生成が著作権侵害にあたるかどうかは、それが「スタイルの模倣」にとどまるか、「表現の模倣」に至るかによって判断されます。著作権に詳しい福井健策弁護士によれば、色合いやタッチ、モチーフなどについて「ジブリ作品風だな」と感じる程度であれば、それは「スタイル (作風)の模倣」であり、著作権侵害ではないとされています[1]。

これは人類が文化を発展させてきた歴史的経緯とも合致します。芸術の発展は常に先人の優れたアイデアを参考にすることで進化してきました。しかし、特定の画像と構図や色彩、描線などが明確に類似する場合、それは「表現の模倣」となり、著作権侵害となる可能性があります[1]。

文化庁の見解

日本の文化庁は、作風・画風は「著作物ではないもの」とし、著作権法による保護の対象には含まれないという見解を示しています^[2]。文化審議会著作権分科会の資料でも「著作権法は、著作物に該当する創作的表現を保護し、思想、学説、作風等のアイデアは保護しない」と明記されています^[3]。

法律専門家の見解

具体的な事例における判断

橋下綜合法律事務所の溝上宏司弁護士は、「'ジブリ風'という形になってくると、'ジブリ風'はそもそも著作権で保護されている対象にはならないので、自分の写真を変換したものを (SNSに) 載せても大きな問題にはならない」と述べています [4]。

一方で、同弁護士は具体的なキャラクターを含む場合の注意点も指摘しています。「写真を取り込んだ上で『トトロと一緒にいる絵にして』というふうな形で出すと、そうなってくると、トトロが描かれている部分については著作権法違反の問題が出てくる」と説明しています[4]。

生成AIの特殊性

福井健策弁護士はさらに、生成AIが従来の模倣とは異なる特性を持つことも指摘しています。個人が時間をかけて先人のスタイルを学ぶ場合と異なり、生成AIは瞬時に他人のスタイルを学習し、同じ作風の作品を大量に生成することが可能です。その結果、無断学習されたクリエイターや会社が、同じ作風の作品を市場に大量に投入され、経済的なダメージを受ける可能性があるという懸念があります 🏻

スタジオジブリの反応

公式見解

このブームに対するスタジオジブリの公式な見解は明らかではありません。BuzzFeed Japanがスタジオジブリに「Alがジブリ風の画像を作成することについて、どのように考えているか?」と質問したところ、広報担当者からは「弊社から特にコメントすることはございません」との回答がありました [5]。

宮崎駿監督の過去の発言

一方で、スタジオジブリの共同創設者である宮崎駿監督は、2016年の動画でAI生成アートについて 否定的な見解を示しています。宮崎監督はAIによって生成されたモンスターのキャラクターの動画を 見て「極めて不愉快」と述べ、「そんなに気持ち悪い物をやりたいなら勝手にやっていればいいだけ で、僕はこれを自分たちの仕事とつなげたいとは全然思わない」と批判しました [6] 。さらに「極め て何か生命に対する侮辱を感じます」とも述べています [7] 。

グローバルな議論の展開

世界的なブームの広がり

ChatGPTの新機能が公開されて以来、SNS上では様々な「ジブリ風」画像が投稿されています。トランプ大統領とウクライナのゼレンスキー大統領の会談シーン $^{[8]}$ [4]、トランプ氏が銃撃を受けた場面 $^{[4]}$ 、「ロード・オブ・ザ・リング」の一場面 $^{[6]}$ など、様々なシーンがジブリ風に再現されています。

OpenAlのCEOであるサム・アルトマン氏自身もXのプロフィール画像を「ジブリ風」に変更しており [8] [6] [7]、この現象が世界的に広がっていることを象徴しています。

著作権をめぐる国際的な懸念

この現象は、生成AIと著作権の関係についての国際的な議論を再燃させています。生成AIの学習データに著作権で保護された作品が無断で含まれているのではないかという懸念も高まっています[5]

アメリカでは、ニューヨーク・タイムズやアーティスト、ミュージシャン、出版社などからOpenAI に対して著作権侵害訴訟が提起されています [D] 。また、AIアートのみを対象とした初のオークションを中止するよう競売会社クリスティーズに求める公開書簡に4000人近くが署名するなど、AIアートへの批判も高まっています [G] 。

結論

ChatGPTによる「ジブリ風」イラスト生成は、著作権法の「表現・アイデア二分論」に基づけば、単なる「スタイルの模倣」にとどまる限り、著作権侵害には当たらない可能性が高いと言えます。しかし、特定のキャラクターや具体的な作品の一場面を直接的に模倣するような場合は、著作権侵害となる可能性があります。

また、生成AIの特性として、瞬時に大量の類似作品を生成できることは、従来の模倣とは異なる経済的・文化的影響をもたらす可能性があります。特に生成AIの学習データに著作権保護作品が含まれているという懸念は、今後も法的・倫理的議論の対象となるでしょう。

最後に、ユーザーとしては「表現」と「スタイル」の境界を意識し、特定のキャラクターや場面の直接的な模倣を避け、創造性を発揮したスタイルの応用に留めることが、著作権トラブルを避ける上で重要と言えるでしょう。

**

- 1. https://news.yahoo.co.jp/articles/771fd32dd601830dea038f4a22554f64d33f1236
- 2. https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_67e618dee4b0da7de4274676
- 3. https://hon.jp/news/1.0/0/55223
- 4. https://www.fnn.jp/articles/-/849886
- 5. https://www.buzzfeed.com/jp/kenjiando/ghibri-gtp
- 6. https://www.cnn.co.jp/style/arts/35231124.html
- 7. https://news.yahoo.co.jp/articles/16794b2605ae22e2598698ece1ae64acae4b0ef5
- 8. https://www.youtube.com/watch?v=MlzZ38PBUvg